

労務 ROAD

■賞与支給時の注意点

早いもので今年も半年が過ぎようとしています。

7月は賞与の支給をされる会社も多いと思いますので、支給前に、賞与支給の際に注意すべきことを一度チェックしてみてください。

★賞与から控除するもの

雇用保険料	控除額は毎月の給与と同様に計算します。(支給総額×保険料率)
社会保険料	支給総額の1,000円未満を切り捨てた額×保険料率を控除します。 ●介護保険 7月で40歳になる方は7月賞与からも介護保険料を控除します。 ●7月退職者 社会保険料は資格喪失日の属する月は控除しません。 退職日によって控除の有無が異なりますので注意が必要です。 たとえば… 7月20日退職：7月21日に資格喪失 ⇒保険料控除する 7月31日退職：8月1日に資格喪失 ⇒保険料控除しない
所得税	「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を基に計算します。

★賞与支払届の提出

社会保険に加入している従業員に賞与を支給した際は『賞与支払届』を提出します。これにより、賞与に対する保険料額が決定されるとともに、従業員が将来受給する年金額の計算の基礎となるものですので、適切に届出を行いましょう。

- ・提出先：管轄の年金事務所（事務センター）
- ・提出時期：賞与支払日から5日以内

【厚生労働省】

■新入社員紹介（川端）

初めまして！2019年4月より入所致しました川端 紗名枝(かわばた さなえ)と申します。前職は写真スタジオで、撮影、着付、販売、店舗管理業務などをしておりました。

異なる業界にはなりますが、お客様にご満足頂けますよう精一杯努力して参りますので宜しくお願い致します。

休日はカフェ巡りをしたり、街を散策するのが好きです。

先日は神戸の異人館に行って来ました。美しい建築物ばかりで、とても芸術的でした。



VOL.647
(1906-2)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

GW明けから家族が増えました。チーと言います☆
捨て猫を保護したのですが、引き取った時はニット帽より小さくて、もう家族全員メロメロです！すっかり井村家のアイドルになってしまいました(笑)
(井村)

SNSでもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】

Facebook: 河本社労士事務所
Instagram: @ksj_koumoto
Twitter: @ksj_koumoto